

## 「改定常用漢字表」の字体について、教育上の対応（案）

金武 伸弥

1981年、当用漢字から常用漢字に改められたときは、追加漢字を当用漢字表内の字体に合わせて簡略化したので、教育上、字体についての対応はそれほど必要なかった。

例：二点しんにゅう→一点しんにゅうに統一（逝、遮など）、挾→挟、溪→溪など

今回はその方針を採らず、「印刷標準字体」（いわゆる康熙体）で追加したので、現行常用漢字表に準じた漢字字体とは違った字体が採用されている。

例：頰→頰、填→填

日本の印刷字体は明治以来いわゆる康熙体（たとえば二点しんにゅう）が主流であったが、筆写においては一点しんにゅうで書くのが一般的であった。このため戦前の小学校教科書でも教科書体では一点しんにゅうを採用していた。

国語審議会では戦前から字体簡略化案を発表していたが、1949年、当用漢字字体表を制定するとき、漢字をやさしく覚えやすくするために印刷字体を筆写体にできるだけ近づけるという方針を明確にした。しんにゅうは一点に、食偏は「食」の形に、示偏は「ネ」の形に統一され、「區→区」「學→学」など数多くの印刷字体が簡略化され、筆写体に近づけられた（「新字体」の誕生）。この方針は現行常用漢字表に受け継がれて半世紀を過ぎ、国民一般に定着している（康熙体は「旧字体」と呼ばれるようになった）。

しかし、今回はその方針を変更し、印刷字体を筆写体に近づけることはしなかった。旧字体のまま常用漢字に組み入れられた。

この方針に対しては2回にわたる意見公募（パブリックコメント）で《漢字教育上は現行常用漢字表のように印刷文字を手書き文字の字形に近づけ、印刷文字も手書きの手本とすることが望ましいので、追加文字は従来どおり常用漢字体（新字体）で採用してほしい》という声が強く、新聞協会も同趣旨の意見書を提出したが、採択されるに至らなかった。

しかし、「改定常用漢字表」では「遜、遡、謎、餌、餅」の5字については簡略体（常用漢字体）を許容として認め、〔 〕内に併記された。また、「曾、麵、瘦」の3字は印刷標準字体（曾、麵など）ではなく、簡易慣用字体（常用漢字体）を採用し、一部ではあるが国民の声に配慮したと考えられる。

さらに、「改定常用漢字表」の「字体についての解説」では、《改定常用漢字表では明朝体の一種を例に用いて示した。このことは筆写の楷書における書き方の習慣を改めようとするものではない》として、明朝体と筆写体との違いがあるものの実例を示し、《筆写の楷書についてはどちらの字形で書いても差し支えない》と述べている。これは「改定常用漢字表」では明朝体の一種を例として示したものの、筆写体（それに基づく教科書体・楷書体などの印刷文字）の字体を拘束するものではないと読める。

そこで教育上の対応としては、現場の混乱を避けるために手書き（書き取り）の標準としての字体を示す必要がある。現在でも「令」のように明朝体と筆写体が違うものがあるが、あまり多くはない。「令」の場合も手書きでは「令」が一般的で教科書体はそうになっている。学校教育ではまず手書きの標準（筆写体）を教えることが重要であろう。したがって教育上の「改定常用漢字表」では、本表の掲載字（明朝体）のあとにもう 1 列を立て、教科書体（筆写体の標準としての印刷文字）を掲げることを提案したい。

教科書体は筆写の標準となるものであるから手書きの慣用を重視し、「しんにゅう」「食へん」は許容字体を採用し、本表で\*が付き、(〇〇ページ参照)とあるものは、原則として常用漢字体で掲げることにする。

例：頰→頰、填→填

そして高校、大学等の入試の書き取りでは、どちらの字形で書いても〇とすることを徹底させたい。

以上